

かもめわ

暑中お見舞い
申し上げます

人類と疫病



感染症は、昔は疫病といわれて恐れられていました。今は、日本のような先進国では、医療が発達し治療薬も開発されて病気への対応が一応整っています。それでも、病原菌の中には、薬に対する耐性を獲得するものが現れたり、新しい未知のものが発見されたりして、対応が万全とまで言うことはできません。最近の私達の悩みは、新型コロナウイルスによる感染ですが、ワクチンなどのおかげで私達は何とかこれに耐えています。

人類の歴史上、よく知られている感染症はペストです。ペストは、もともとカザフスタン周辺のネズミの風土病だったようで、十四世紀頃イタリアの商人や軍隊によって中世のヨーロッパ中に広まりました。ペストは感染したネズミに寄生したノミから人に感染し、感染すると人の身体が真っ黒になって死に至ることから黒死病として恐れられ、最もひどかった一四五〇年頃にはヨーロッパの人口の三分の一近くがその犠牲になったといわれています。イタリアのルネッサンス期の作家ボッカチオが書いた「デカメロン」は、当時のフィレンツェで猛威を振るったペストから郊外に逃れた人々を描いた物語です。ペストはその後ヨーロッパで何度か流行しました。十七世紀にロンドンを襲ったペストについては、「ロビンソン・クルーソー」のデフォーが「ペスト」

という題の本を著しています。ペストが猛威を振るった中世ヨーロッパでは、患者の隔離しか対処方法がありませんでしたが、その後、病原菌が発見されワクチンが開発されるなどして、今日の先進国ではペストはほぼ根絶されたと考えられています。

ペストと並んで人々に恐れられたのはコレラです。激しい嘔吐と下痢を伴う脱水症状が特徴で、かつては致死率が七〇%近くの恐ろしい病気でした。コレラは、もともとインド南部の風土病でしたが、十九世紀には、人口が急増し、これが都市へ集中したヨーロッパに感染が広がりました。一八五三年に始まったクリミア戦争では、戦死者よりもコレラによる病死者の方が多かったといわれています。この戦争の惨状を目にしたナイチンゲールの敵味方を問わない戦病傷者の救護がその後の赤十字社の設立につながったことは有名です。その後、不衛生な環境が公衆衛生設備の発展によって改善され、今日ではコレラは日本など先進国では見られなくなっています。

一九一八年にアメリカで発生した新型のインフルエンザは、第一次世界大戦にアメリカが参戦したことからヨーロッパに感染が広がりました。スペインで国王や政府高官などが軒並み罹患し国中が大混乱となったことから、このインフルエンザは「スペイン風邪」と呼ばれるようになりました。スペイン風邪は、世界中で人類史上最大の七五

〇〇万人もの死者を出したといわれています。

感染症は、平時においても人類にとって脅威ですが、戦時下では感染の危険は一層高まります。実際、第一次世界大戦の戦中から戦後にかけて流行したインフルエンザやチフスは、参戦国のアメリカ、ロシア、東欧に大きな

打撃を与えました。この経験は、国際保健協力の重要性を世界に認識させ、大戦後に国際連盟保健機構が設立され、第二次世界大戦後の世界保健機関(WHO)へとつながっています。WHOの業績の一つは天然痘への対処です。天然痘は、一九八〇年にWHOによってその根絶が宣言されました。近年新たに人類の脅威となったのは、エイズ、サーズ、エボラ出血熱、新型コロナウイルスなどです。これらの新興ウイルス感染症の多くはウイルスの突然変異によるもので、ペニシリンやストレプトマイシンなどの抗生物質の登場により感染症への警戒が薄らいでいたこともその流行の一因でした。

今後も世界は治療薬の開発などで新しい感染症に対処していかなければなりません。感染症との戦いは、永遠に続くイタチごっこかもしれませんが、それでも私たちはそれに期待して生き抜いていくしかないでしょう。

弁護士

坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

「少子化対策」の行方

★なぜ「少子化対策」なのか

人口減少が続いています。2023年4月には、前年に比べ、総人口で55万6000人の減少、12年連続の減少です。2021年の合計特殊出生率は、1.30となっています。このため、総人口は2030年には1億1662万人、2060年には8674万人にまで減少すると見込まれています。そして、この段階になってやっと政府は「少子化対策」に本腰を入れる方針を打ち出しました。

しかし、戦前と違って、私たちは、国のために子どもを産んだり、増やそうと考えるはしません。少なくとも私は、生きていて良かった、良き家族や友人に囲まれて幸せだと思ふ子孫をこの世に残したいと思ふで子どもを産み、また育てたつもりです。

その意味で、本当に人口を増やすために少子化対策を行うには、まず、この国が、だれもが子どもを産み育てたいとの希望が持てる国であることが必要です。しかし、この国の

現状を見ますと、暗然たる思いに駆られます。

★この国の現状はどうなっているか

去年1年間に自死した子どもの数が796人と過去最多になっています。また、今や労働者の数全体の37%、若者の69%が非正規労働者です。そして、若者の多くは奨学金など多額の借金をかかえ、しかも、仕事にやりがいを感じる人が極めて少ないというのが実態です。若者に希望が見えづらい世の中になっているのです。

また、コロナ禍の下で、国全体にさらに格差が広がり、一部の富める者はさらに富み、一方、生活困窮者が増えています。自立生活サポートセンター・もやいの情報によれば、「炊き出し」に並ぶ人が、過去最多を更新し続けており、普通に働いている労働者が並んでいる場合も少ないとのこと。

医療の面でも、高すぎる保険料のため、保険料が支払えず、国民健康保険の資格証明書や短期保険証を

交付されている人が増えています。全日本民医連の調査では、経済的困窮のため受診が遅れて死亡した人の37%の人が保険に加入していなかったとの報告がなされています。医療費の自己負担割合も上がり続けています。後期高齢者の自己負担割合は、かつては、一般所得者1割、現役並みの所得者のある人については3割とされていましたが、2022年10月1日からは、一般の所得者のうち、一定以上の所得のある人（全体の約2割の人）は、2割の負担となりました。

このように、国民皆保険と言われながらも、現実には、保険給付が受けられない人があり、それが空洞化していると言われてから久しく、また、自己負担が段々厳しくなっています。介護保険でも同様に、保険料の高額化、給付内容の制限など、制度の後退が続いています。

生活扶助基準額は、2013年から3年間にわたって、平均で6.5%、最大10%引き下げられ、その



弁護士

尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

後も、期末一時扶助、住宅扶助、冬季加算が次々と引き下げられています。今、物価の高騰が続いています。生活扶助基準額は、わずかに1000円増額するだけで、基準部会の計算上、扶助基準が下げられるべき計算になっている世帯については、そのままずっと据え置きにするという状態で、実質的な引き下げの状況は変わっておりません。相変わらず「水際作戦」といわれる窓口規制は続いていますし、大学等の進学費用が生活保護制度上支給されないという状態も続いています。

年金も最低保障年金が制度化されず、「マクロ経済スライド」という制度の下で、物価や賃金の上昇に追いつかない額に据え置かれ、実質的な引き下げが続いています。

このように、雇用や社会保障制度が大きく後退していますが、それ以上に深刻なことは、今、この国に広がっている「自分さえ儲ければ良い」「儲かりさえすれば、何をやっても良い」という拝金主義です。また、社会的弱者を冷笑し、攻撃する人々が増加しているという精神面での荒廃です。

★ 「異次元の少子化対策」の内容と財源

政府の予定している異次元の少子化対策は、①児童手当給付の高校卒業までの延長、所得制限の撤廃、

多子世帯への給付額の増額、②出産費用の保険適用、保育所利用要件の緩和、住宅ローンの金利優遇、③育児休業時の給与手取額の引き上げ、時間短縮勤務への給付、④奨学金の対象者拡大、年収上限の引き上げ、授業料後払い制度の導入などが主な内容になっています。「異次元」といいながら、現実には子どもが生まれた場合の給付の増額、拡充が主で、新たに子どもを産みたいとの希望が持てる制度とはほど遠い内容になっています。

それだけでなく、この子育て支援策として、3.5兆円の予算を組むといいながら、その財源ははっきりせず、医療保険料の上乗せと社会保障費用の削減で対応するという方向が有力です。これでは、目先の子育て支援策がとられたとしても、先に述べました医療、年金、介護、そして生活保護の制度が、軒並み後退するようなことになり、子どもを産もうとする若い世代の人達の自分のこれからの生活に大きな負担がのしかかることになるわけです。から、「子どもを産もう」という気持ちの後押しする効果は、大きく削がれることになることは誰にでも判ることです。また、現在の保険制度が、所得が低い人程保険料の負担率が高く、所得が高い人程保険料の負担率が低いという状態の中で、保険料を上積みすれば、所得の低い層のさらなる犠牲で、少子化対策を行う

ことになるわけで、少子化対策という目的と逆行した財源を考えていることになります。また、子どもを産むつもりのない人や高齢者の保険料から、子育て支援策の費用を出すということは、保険制度の目的に全く反したことになります。

そのうえ、まず、話し合いによる外交努力で戦争を避けるという発想ではなく、仮想敵国に対する敵対、攻撃的な姿勢を強め、戦争に備えて、先制攻撃能力を高め、そのために防衛費を倍増するということは、安心して子どもを産み、育てるという政策とは真逆の政策ではないでしょうか。

★ 何が求められているか

異次元の少子化対策の実現のためには、まず、この国の誰もが、子どもを産み育てたいとの希望が持て、安心して子育てができる国であることが必要です。そのためには、労働環境の改善、ジェンダー平等の推進と、これについての根本的な取り組みの強化、外国人の方、難民対策を含めた政策の拡充、権利としての社会保障の確立と充実、そして「ひとりぼっちをつくらない社会」の実現などについて、根本的な政策転換が必要ではないでしょうか。

ニーチェ、ゲーテ、山本周五郎

「哲学と宗教」

最近、出口治明氏の書かれた「哲学と宗教」(ダイヤモンド社)を読みました。著者は、還暦で世界初のインターネット生命保険(ライフネット生命)を立ち上げ、古希で日本初の学長国際公募により立命館アジア太平洋大学学長に就任した稀代の読書家とのことです。かねてから同氏の著作は、高い理念を維持しながらも、現実を直視したもので、敬服していました。

私は、昔から著名な哲学者が思索を重ねた結果、どのような到達点に達していたのかということに興味がありました。高校から大学にかけて、生きる意味はどういうところにあるのかと悶々とした時期があり、答えを求めて中島敦等の著作を読んでいたこともありました。

また、生きる意味ということを悩めば、自然に「宗教」への関心も出ます。

戦争の原因になるほど影響力のある「宗教」というものの系譜も知りたいたいという思いもありました。そもそも私は、ユダヤ教、イスラム教、キリスト教はどのように違うのかもずっとよ

くわからないままでしたし、ウクライナ戦争でもロシア正教会という名前が出ましたが、どういうものか関心がありました。

同書の宣伝文句には「一〇〇点以上の哲学者・宗教家の肖像を用いて、日本人最大の弱点、哲学と宗教の全史を体系的に語る。」とあります。

また、同書の「今、宗教と哲学を学ぶ理由」という項では、次のように書かれています。「人間に夢や希望や理想を紡ぐ理性(思考力)があり、愛や憎しみなどの感情がある限り、悩みや煩惱が尽きることはありません。(略)現在はテロが横行し、難民問題が世界に広がり、さらにインターネット社会の到来がもたらした匿名による他者への誹謗や中傷が人間に対する偏見と憎悪を増幅しています。このような時代に哲学や宗教は力になってくれるのでしょうか。」

本書では、人類初の世界宗教であるゾロアスター教から始まり、ユダヤ教、キリスト教、大乗仏教、イスラーム教、儒教等、世界中の宗教の発生と発展を示してくれます。また、同時に、哲学の

祖といわれるタレスからソクラテス、プラトン、アリストテレス、孔子、墨子、ブッダ、カント、ヘーゲル、ニーチェ、サルトル等へと続く思想の流れを概観してくれます。

まさに、世界史の大きな流れの中で宗教や哲学が生まれた必然性をダイナミックに見せてくれるものです。

ニーチェとサルトル

同書で紹介されている哲学者の中で、私は、ニーチェやサルトルの考えにとっても魅力を感じました。

ニーチェは、人間はさほど賢くなく同じ過ちを繰り返してきたのであり、人類の歴史は進歩しないと考えています。そして、神は死んだと言いました。神もいない、進歩もしないという運命を受け入れて人間が強く生きていこうとする意思、強くありたい、立派でありたい、そのように生きたいと目指すこと、その力への意思によって世の中が動くのだと考えました。

弁護士



山崎 浩一
Koichi Yamazaki

サルトルは、人間は自分の置かれている状況に拘束されて生きているが、自由な個人が主体的に行動を起こして、社会と自分自身の変革を実現させるということを提唱しました。

残念ながら、戦争が繰り返されています。今後、人類は良い世界を築けるのだろうか、苦しい生活を強いられる中、何のために人間は生きるのかという問題を考えるときに、ニーチェやサルトルの考え方は希望の光となり、心の支えになるのではないのでしょうか。

ゲーテ

ゲーテのファウストでは、序章において、次のようなやり取りがあります。誘惑の悪魔メフィストフェレスは、神に賭けを持ちかけます。神から与えられた理性という能力を使いこなしている人間はいないとあざけるのです。そんな彼に神は「常に向上するもの」としてファウストの名を挙げます。今はまだ混乱しているが、いずれは正しい道へと導くつもりだ、と神は言いますが、それを面白がったメフィストフェレスが「では、そのファウストの魂を悪の道へ引きずりこめるかどうか、賭けませんか」と提案します。神は「人間は努力するかぎり迷うものだ」とだけ答えてその賭けに乗ります。結末は神が勝ったのか、メフィストフェレスが勝ったのか、見方はいろいろあるかもしれませんが、ファウスト

は、領民のために干拓事業を進めていると思っていた瞬間が人間として真の生きがいを感じることであった瞬間だと思えたことは間違いありません。つまりは、他者を思いやり、そのための努力をすることが人間としての生きる意味になるということが示されているのではないのでしょうか。

ニーチェやサルトルの示した人間像は、神の考える人間像に近いのではないかという気がします。

山本周五郎

これまでも、事務所報で何回か書きましたが、私の大好きな作家山本周五郎の作品には極めて哲学的、教訓的な言葉が述べられています。

その中で、次の2つを見ると、ニーチェ、サルトルの考えに極めて近いものを感じるのではないのでしょうか。

人間の真価は、彼が死んだ時、何を為したかではなく何を為そうとしたかである。

目的を定めて事を起こすとき大切なことは、目的が達せられるかという結果ではなく、目的を達成するために努力する過程である。

法律の想定する人間像

「哲学と宗教」の末尾に書かれていることですが、現在の自然科学、脳科

学の世界では、人間の自由意思の存在が否定されているとのことです。

しかし、もし人間に主体的な自由意思が存在しないということになると、故意、過失に基づく行為を処罰の対象としている刑法の考え方は成り立たないことになります。

刑罰を科すというのは、国家、法の立場から、その人を非難するということです。犯罪を思いとどまることでできたのにもかかわらず、あえて故意で、あるいは不注意で犯罪を起こしたという点において非難ができるのです。しかし、もし、初めから人間の思考や行動が決められていて、自由意思がないということであれば、犯罪は起こすべくして起こしたのであり、非難することができないということになります。

もし、自由意思の存在を仮定しないとすると、犯罪行為をどのように処罰すればいいのかわからなくなります。科学的に正しいか否かにかかわらず、我々は自由な意思に基づいて行動していると考えなければ、社会をより良くしていけるのだというこの確信を持てないことになるのではないのでしょうか。

先人の考えたことを改めて知るところで、人類の将来への希望を持てるような気がします。そのような思いを抱くことができた書籍でした。

対話型AIと弁護士業務



今や社会の至る所でAI（人工知能）が活用されていますが、二〇二二年一月末にアメリカのOpenAI社により公開されたチャットGPTは、二か月でユーザー数が一億人を超えるなど正に異次元といえる速さで全世界に広まりました。チャットGPTがなぜこのように普及したかは、そのウェブページ（使用エンジンは最新のGPT・4）に「チャットGPTの普及は、弁護士の仕事にどのような影響を与えるでしょうか。」との質問を日本語で入力した結果得られた次の回答から窺い知れます。



「AI技術、特に自然言語処理の能力を持つチャットGPTのようなモデルが弁護士の仕事に与える影響は大きく、以下のような形で現れます。

1 情報収集とリサーチ：チャットGPTや類似のAIモデルは、大量の法律資料を効率的に解析し、弁護士が求める情報をすばやく提供することができま

す。これにより、法律リサーチにかかる時間が大幅に削減され、弁護士はより複雑な問題に集中することができま

2 文書の作成とレビュー：AIは契約書、訴状、法的意見書などのドキュメントを作成し、また既存のドキュメントをレビューすることが可能で

す。特に契約書に関しては、AIは各条項を理解し、それらがクライアントの利益に合うように編集することが可能です。

3 予測分析：AIは法的問題の結果を予測する能力も持っています。過去の裁判例を分析し、類似の事例が将来どのように解決されるかを予測することができま

す。

4 クライアントとのコミュニケーション：チャットGPTのようなモデルはクライアントの質問に対応するための「最初のライン」を提供することができま

す。これにより、弁護士がより困難な質問や複雑な問題に時間を割くことができます。

しかし、これら全てのポイントはAIが法的な専門知識と人間の弁護士の独特の洞察力を完全に置き換えるわけではないということに注意する必要があります。AIはあくまでツールであり、人間の弁護士が最終的な判断を下すべきです。また、AIの結果を解釈し、

適切なアドバイスを提供するために、それを操作する人間の法的な知識と理解が依然として重要です。さらに、機械学習モデルの使用には倫理的な問題やプライバシーの問題も関連しており、それらの問題を正確に管理するために人間の監視が必要で

す。それらの問題を解決するためには、AIと法律の交点についての新たな法律や規制が必要になるかもしれません。」



回答された内容、文章の構成、表現ともかなりのできであり、これを表示するまで三〇秒とかかかっていませんので、相当高い能力です。現在のような無限定のAI開発の危険性については、頻繁に報道されているところですが、それとは別に、今後専門分野に特化したAI開発が進むでしょうから、事実からの法的問題の発掘能力等AIがまだ及ばない部分の能力向上、AIを使いこなす能力向上がなければ、弁護士も生き残れない時代になってきているようです。



弁護士

鋤田 則仁
Norihito Kuwata

修習指導担当と弁護士の仕事



昨年度から司法修習生の指導担当をしています。司法修習というのは、司法試験合格後に、弁護士、裁判官、検察官の法曹三者になるための研修期間です。

そうした大事な研修期間の指導担当になってベテランでもなんでもない自分が……とも思ったのですが、私は2014年に修習をしていたわけですから、考えてみるとかれこれ修習から9年になろうとしているわけです。修習生の頃には9期も上の弁護士ともなればもはやほとんどベテランかのように見えていたのですが、いざ自分がその立場になってみれば「とてもベテランの趣は無いなあ」というのが素朴な実感です。



弁護修習中の修習生は、指導担当と共に打ち合わせに同席したり、裁判期日に立ち会ったり、あるいは訴状や内容証明郵便の起案などを行い、弁護士の実務そのものに接します。事件の性質によつては難しいものもありますが、せっかく引き受けたのだから、私は可能な限り依頼者の承諾を得て修習生が関わる機会を設けようと考えています。

……などと偉そうなことを書いていますが、本音のところでは「自分は修習

生からどう見えているのだろう」などと気にしてもいます。修習生は7ヶ月あまりで裁判所や検察庁の中から視点を交えつつ法律実務を学びます。当然、弁護士の仕事ぶりに対する裁判所や検察庁の視点にも接してきているわけですから、それが自分にも当てはめられるわけです。特に、判断権者である裁判官の視点の影響は大きく、実際、自分も修習生の頃は裁判官目線で弁護士の書面や訴訟事務を見る傾向が少なからずあったように思います。

しかし、弁護士の仕事は裁判官とは異なります。弁護士は、当事者に代わって生の事実や証拠を整理して、法的な主張に組み立てます。裁判所との共通言語への翻訳と言い換えてもいいかもしれません。この作業は、裁判所との共通理解を作っていくものですが、他方で弁護士はあくまでも裁判官を説得するプレーヤーです。独りよがりになってしまつては元も子もないのは当然ですが、時には、裁判所の意図を外れた図が読み取りにくい主張をしなければならなかったりするときもあります。そうした行動は必ずしも良い影響ばかりではありませんが、しかし、それが裁判所の考え方を変化させるきっかけになったりすることもあるのです。

こうしたことは、私も、修習を経て実務についてからようやく分かつてきました。まさに当事者の代理人として訴訟に関与するというのが、弁護士業の難しいところでもあり、面白いところでもあるのでしょう。



このような弁護士の仕事の特徴については、言葉で一応説明はできるのですが、実際の事件処理において当事者と相対し、悩ましい問題に直面しないとなかなか実感できないのが実情です。修習生の弁護修習は1ヶ月半程度で、ひとつの事務所にとどまるのは2週間〜1ヶ月程度ですから、修習生がこれを実感する機会は少ないと言わざるを得ません。やはり、本当に大事なことは実務に出てから触れるのでしよう。

数週間という短い時間で、どこまで修習生にとって意義のある経験を提供できるのかは分かりませんが、せっかくウチの事務所に修習に来たのだから、少しでも何かを得て実務に臨んでもらえればと思います。

弁護士



齋藤 亮介
Ryosuke Saito

キャッシュレス化

★ 紙幣や硬貨などの現金を直接やり取りせずにお金を支払うことを「キャッシュレス決済」といいますが、近年は各分野でキャッシュレス決済が導入されキャッシュレス化が進んできています。文化祭の屋台を「auペイ」を用いたキャッシュレス決済とした高校があるというニュースを先日目にし、驚きました。

キャッシュレス決済といっても、種類、支払の方法や仕組みには様々なものがあり、分類の仕方も異なります。クレジットカードは、最も普及しているキャッシュレス決済の方法として知られていますが、このほかにも、デビットカードや電子マネー、スマートフォン決済など様々なものが挙げられます。

★ 日本は、海外の国に比べるとキャッシュレス決済の利用率が低いと言われてきたことから、国としても、経済産業省やデジタル庁を中心にキャッシュレス化を推進しており、二〇二五年までにキャッシュレス決済比率を四割程度とすることを目指しているとのこと。

キャッシュレス化を推進する理由としては、金融機関をはじめ、様々な業界においてインフラコストの削減、デジタル化など合理化が求められる中キャッシュ

レス化がこれに資すること、日本円を持たず、キャッシュレス化が進んでいる海外からの観光客のインバウンド消費の拡大、脱税などの不正行為の防止などといった観点が挙げられています。

二〇二二年一月には、「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」(キャッシュレス法)が施行されました。この法律は、納税や手数料等の公金の納付について、インターネットバンキングやクレジットカード決済で行うことを可能にするために作られたものです。車検費用等をキャッシュレスで支払うことが既にできるようになっており、順次登記関連手数料や交通反則金といったものについても対応していく予定とのこと。

★ ただ、キャッシュレス決済には、課題もあり、それらの解決を行う必要性も指摘されています。消費者としては、機器のトラブルや操作方法等の煩雑さから決済に失敗して困らないか、現金なく決済ができる分使いすぎたりしないか、不正使用をされたり個人情報漏洩したりしないかなど、キャッシュレス決済に特有の不安要素は多々存在しています。私個人も、どちらかというと「現金主

義」で、便利であろうことは分かっているけれども、お金が見えないところで動くクレジットカードや、使える店舗が限られている電子マネーなどには何となく抵抗があり、キャッシュレス化にはまだ遠い状況です。三十代の私でもそのような認識なので、特に高齢の方々にはまだ敷居の多いことが多いように思います。

★ とはいえ、デジタル化の波は避けられないものですし、キャッシュレスの普及は確かに合理的で私達の負担を軽減し、便利にしてくれる面があります。だからこそ、公金の納付を始めたとした国のキャッシュレス政策は、誰しにもメリットやそのリスクも含めて分かりやすくなるよう丁寧に進めていって欲しいと思います。

デジタル庁のホームページを見ると、同庁のミッションとして、『誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。』と謳われています。昨今のマイナンバーカードを巡る問題をみるにつけ、非常に不安になってしまっていますが、常に立ち返るべき重要な精神ではないでしょうか。



弁護士

 鋤田 透
Toru Kuwata

電動キックボードの規制



最近、電動キックボードで移動している人をよく見かけます。皆様も一度は見かけたことがあるのではないのでしょうか。特に、シェアリングサービス、コンビニやマンション等の敷地の一面に、登録した人が利用できる電動キックボードが駐車しており、別の駐車区画まで自由にレンタルして利用できるサービスなどが普及しています。自転車のように漕ぐ必要もなく、それなりのスピードが出て、気軽に利用できる、電気のため環境にも良いということから人気となっています。海外では、すでに電動キックボードの利用が普及しており、多くの人が利用しているようです。



そもそも電動キックボードは、令和五年七月改正前の道路交通法において、原動機付自転車に分類されており、ヘルメットの着用義務や車道の通行等が定められていました。しかし、事業者から、電動キックボードを原動機付自転車として扱うことは、合理的でないとして、新事業特例制度において、要望書が提出がされ、これを踏まえて、新事業活動計画に認定されたシェアリング事業で貸し渡される電動キックボードについて、事業を実施する区域内の道路では、道路交通法施行規則等の適用に関して新たな規制の特例

措置が講じられ、車体の大きさや構造等が基準に該当するなど他の要件も満たした特例電動キックボードについて、小型特殊自動車と位置づけ、ヘルメットの着用を任意とすること、自転車道を通行できること等が定められていました。



令和五年七月に道路交通法が改正され、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行され、従前とは異なる交通ルールが適用されることになりました。新たなルールでは、最高速度が時速二〇キロ以下に設定されている、車体に最高速度を表示する緑色のランプが備えられている等、車体の装備や大きさが特定小型原動機付自転車としての基準を満たしている電動キックボードについては、運転免許は不要（ただし、十六歳未満の運転は禁止）、ヘルメットの着用も努力義務と定められています。安全性に配慮しつつも、自転車のようにより容易に利用できるような内容となっています。なお、基準に満たないものは、特定小型原動機付自転車に該当しませんので、一般原動機付自転車として、これまで同様、定められた装備、運転免許、ヘルメットの着用が必要です。



電動キックボードがより容易に利用で

きる制度となることから、さらに多くの人の利用が見込まれ、また、公共交通機関がなく、少し不便なところにあつた観光地へも手軽に行く事ができるなど、その活用が観光業からも期待されています。

しかし、気になるのはその安全性です。国の実証実験等を踏まえての新ルールですが、これまでの電動キックボードの利用により一定数の事故が発生しており、死亡事故も一件発生しています。また、事故の相手の六五％が対車両（車、二輪車、自転車。最も多いのは車。）であり、免許不要、ヘルメット着用が努力義務に留まることに鑑みれば、利用者の安全性が十分といえるのか不安になります。

また、検挙された電動キックボードの交通違反では、通行区分の違反が最も多いとのことですが、最高速度等が制限されているとはいえ、免許なくして利用することのできる原動機付自転車なので、交通ルールを理解しない人の利用による事故も懸念されます。

企業や警察庁による安全講習等も行われる予定とのことですが、まず利用者が改めて交通ルールを確認し、安全運転を心掛けることが大切です。

弁護士

NO IMAGE

渡邊 遥香
Haruka Watanabe

かもがわ講座

線路への立ち入りと法律



鉄道を利用していると、「線路内に人が立ち入った影響で、列車に遅れが出ています。」といったアナウンスがされることがあります。

また、近年では、インフルエンサー等が、線路内に立ち入ってポーシングする姿をSNSにアップしたり、鉄道ファンが列車を撮るために線路内に立ち入るなどして度々問題となっています。実際に衝突事故等に至らなくとも、これらの行為は非常に危険な行為ですが、法律的にはどのような問題があるのでしょうか。

鉄道営業法三七

条では、停車場その他鉄道地内にみだりに立ち入った



者は、科料(一万円未満)に処す旨の規定があり、線路内への立ち入りは同法違反です。新幹線の線路に立ち入った場合には、別途法律があり、「新幹線鉄道における列車

運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法(新幹線特例法)三条二号により、一年以下の懲役または五万円以下の罰金となることがあり、特に重く処罰されます。

また、線路立ち入りにより、走行している列車に衝突、脱線等の危険を生じさせた場合には、列車往来危険罪(刑法一二五条一項)として、一年以上の懲役に処されるおそれもあります。

以上はあくまでも刑事上の責任の話で、線路立ち入りにより列車に運休が出たり、遅れが生じてしまったような場合、後で鉄道会社から多額の民事賠償責任を追及されるおそれがあります。請求されうる損害としては、乗車券・特急券等の払戻金、振替輸送費、非常ブレーキ等で車両の調整や修理が必要となった場合にはその費用といったものが考えられ、数百万円規模にのぼることもあるようです。

近年では、鉄道網が発達し、かつて非常に複雑化しており、一つの路線で列車が停止すると反対路線や周辺の鉄道網全体に大きな影響を及ぼすことになってしまいます。そのため、実際に衝突事故等が起きなくても、鉄道会社及び鉄道利用者に対する深刻な脅威として、線路内立ち入りに対して社会的非難の目も強まっていると考えられます。

特に子どもの場合には、線路内へ立ち入ることへの諸リスクの理解が十分でなく、好奇心や興味のままに鉄道地内に入ってしまうこともあり得ます。そのため、線路内に立ち入ることに對する身体上の危険性はもちろんのこと、法律的なリスクについても日頃から注意喚起を行っておく必要性が高まっているのではないのでしょうか。

